

○職員の職名に関する規則

制 定	昭和61年3月31日	規則第3号
改 正	平成2年3月31日	規則第2号
	平成2年12月26日	規則第7号
	平成21年3月25日	規則第2号

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第172条及び職員定数条例（昭和60年石狩川流域下水道組合条例第3号）第2条第1号の規定による本組合の職員の職名は次に掲げるとおりとする。

- (1) 行政部門 事務局長、事務局次長、参事、技監、主幹、所長、副主幹、主査、事務主任、技術主任、主任主事、主任技師、主任級主事、主任級技師、主事、技師、事務補、技術補

第2条 組合長が必要と認めた場合は、前条各号に掲げる以外の職名を使用することができるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和60年12月1日から適用する。

附 則（平成2年3月31日規則第2号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成2年12月26日規則第7号）

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則（平成21年3月25日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。